

たからづか し がいこくじん しみん こんわ かい
宝塚市外国人市民懇話会

ていげんしょ
提言書

たからづか し がいこくじん しみん こんわ かい
宝塚市外国人市民懇話会

2002年8月26日

宝塚市長 正司 泰一郎 様

宝塚市外国人市民懇話会
座長 金 禮 坤

宝塚市外国人市民懇話会からの提言について

私 たち外国人市民が、安心して暮らせるためには、日本人に与えられている権利が外国人にも公平に与えられ、平等な立場で共存することが理想です。その様な社会になるにはまだまだ時間がかかりますが、実現に向かって出来ることから取り組んでいくことが大事であると考えます。

私 たち懇話会のメンバーは、宝塚市で生活する外国人市民が、自らの歴史、文化、習慣、価値観等を踏まえ、宝塚市が真に明るく住み良い地域社会であり、安心して暮らせる快適なまちであることを願い、平成12年(2000年)9月より16回にわたる会議を重ねてまいりました。

宝塚市が外国人市民にとって本当に住みやすい地域社会である為に必要な事柄や、差別や偏見の残る日本社会を改めること、又、各々の母国の歴史や文化、今置かれている政治情勢等をお互いに理解し合うことの大切さを議論の柱として、忌憚のない意見交換を積み上げてきました。

そして、私 たち外国人市民の意見としてまとめ、今後の具体的な取り組みについて提言をいたします。

貴職におかれましては、この提言を受け、これらの内容の実現に向けた条件を整えていただき、だれもが住みよい「共生のまち宝塚」の実現に向けた取り組みを着実に進められることを期待しますとともに、私 たちも、この提言を実現するためには行政に頼るだけではなく、積極的に協働の輪に加わり自らが貢献していく立場でありたいと考えておりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

目 次

	ページ
はじめに	・・・ 1
【 】 在日外国人の生活全般に関して	・・・ 3
提言 1 : 宝塚に住む外国人市民が、安全で快適な市民生活 過ごすことができるための、わかりやすい情報提供	・・・ 3
提言 2 : 外国人市民の人権や日常生活及び市政についての相 談、案内等の総合窓口の設置	・・・ 5
提言 3 : 来日間もない外国人市民にとって、言葉がわかれば 解決できる問題が多くを占める。日常生活に支障を きたさないよう通訳システム（ボランティア）の 充実	・・・ 8
【 】 相互理解をするための教育・啓発に関して	・・・ 10
提言 1 : お互いの文化の違いを認めあい、同じ人間として相手 の立場を尊重しあえる地域社会を作っていくための相 互理解の確立	・・・ 10

はじめに

げんざい たからづかし す がいこくじん やく にん しみん にん
現在、宝塚市に住む外国人は、約3500人になり、おおよそ市民の60人
ひとり がいこくじん しみん
に1人は外国人市民になっております。その外国人市民にとって住みやすい
たからづかし われわれ ほか たからづかし みん どうとう けんり ゆう
宝塚市であるためには、我々が他の宝塚市民と同等の権利を有し、そして
ぎむ は たいせつ じょうけん
その義務を果たすことが大切な条件になるということです。すべての市民が
びやうどう たが たちば こ きょうかん りかい う
平等であることから、お互いの立場を超えた共感と理解が生まれてきます。
にほん よう しゃかい ため じょうけん せいび じかん
日本がその様な社会になる為の条件整備には、まだまだ時間がかかるでしょ
う。しかし、その実現に向かって努力していくことが重要なのです。

こん ごきゅうそく ま しょうし こうれい か しゃかい にほん くに い じ
今後急速に増す少子、高齢化社会では、日本の国を維持することにおいて、
がいこくじん そんざい ひじょう おお い ち し わたくし がいこくじん
外国人の存在は非常に大きな位置を占めることとなります。私たち外国人
もんだい にほんじん もんだい い
の問題は、むしろ日本人の問題であると言えます。

にほん しゃかい おお ちから か のうせい も がいこくじん しみん のうりよく
日本の社会のなかで、大きな力と可能性を持つ外国人市民が、その能力
じはつてき か ぞんぶん はつき せさく すいしん どりよく ばら
を自発的に、且つ存分に発揮できるような施策の推進に努力を払っていただ
きたいと考えております。

われわれ こん わかい きほんてき してん た にちじょうせいかつ ふあん かん
我々懇話会のメンバーは、この基本的な視点に立って、日常生活で不安を感
じない、あんぜん かいてき しみん せいかつ おく と く ひつよう
安全で快適な市民生活を送るためには、どのような取り組みが必要
なのかについて検討を重ねてきました。

このテーマは、その範囲が広く、多岐に亘るもので、かくいいん はつげん こじんてき
各委員の発言も、個人的
な経験からの意見や、けいけん いけん にほん く じっかん しゃかいてき もんだい きいん
日本で暮らしていて実感した社会的な問題に起因する
こと等、など たしゆたよう ことがら ねっしん いけん かせ
多種多様な事柄について、熱心な意見のやりとりを重ねてきました。

その様な議論の積み重ねの結果、大きな項目として、【 】ざいにちがいこくじん
生活全般に関して 【 】せいこくじん しみん せいかつ きょういく けいはつ かん と
相互理解をするための教育・啓発に関して、を取り
あ
り上げ、まとめました。

なか ざいにちがいこくじん せいこくじん しみん かん ぐたいてき ないよう
その中で、【 】在日外国人の生活全般に関しては、その具体的な内容と
して、ていげん たからづかし す がいこくじん しみん あんぜん かいてき しみん せいかつ す
提言1：宝塚に住む外国人市民が、安全で快適な市民生活を過ごすこ
とができるための、わかりやすい情報提供 じょうほうていきょう ていげん がいこくじん しみん じんけん
提言2：外国人市民の人権や
にちじょうせいかつ およ しせい そうだん あんないとう そうごうまどぐち せっち ていげん らいにち
日常生活及び市政についての相談、案内等の総合窓口の設置 提言3：来日
ま がいこくじん しみん ことば かいけつ もんだい おお し
間もない外国人市民にとって、言葉がわかれば解決できる問題が多くを占め
る。にちじょうせいかつ ししょう つうやく じゅうじつ
日常生活に支障をきたさないよう通訳システム（ボランティア）の充実

の3つの項目に絞り込んで検討をしてみました。

また、【 】相互理解をするための教育・啓発に関しては、提言1：お互いの文化の違いを認めあい、同じ人間として相手の立場を尊重しあえる地域社会を作っていくための相互理解の確立に焦点をあてて検討を致しました。

これらの検討事項を実現するためには、行政の力に頼るだけでは限界があります。我々外国人市民も自らの課題として捉え、積極的に関わっていくことが大切であり、また同時に日本人の協力がなければ進みません。

行政、外国人、日本人この3者が互いに協力し、知恵を引き出すことにより、実現への確実な一歩がきざまれると確信しております。

以下、それぞれの項目についてその背景を述べるとともに、今後の具体的な方策について提言を致します。

【 】 在日外国人の生活全般に関して

提言 1：宝塚に住む外国人市民が、安全で快適な市民生活を過ごすことができるための、わかりやすい情報提供

〔背景〕

現在、市が外国人向けに発行している印刷物は、英語、中国語、韓国・朝鮮語の宝塚生活ガイドブック、英語版の観光ガイドブック、ホームステイガイドブック等があります。これらは、市の窓口で希望者に配布されているほか、国際・文化センターや国際観光案内所でも配布されております。しかし、これらの情報が、必要とする人すべてにわたっているとは言い難く、このような印刷物が発行されていることすら知らない外国人市民も多い。

また、市広報や市役所各窓口の行政サービスの案内等は、年金・医療等一部の分野を除いて外国語版が発行されていないため、市民として欠くことのできない必要な情報も伝わっていない場合があります。

異国で暮らす外国人にとって、日々の生活における情報を得ることは、精神的な安心感につながると同時に、様々な課題に対処するための重要な手段であります。しかしながら現実には、外国語で作成された資料は極めて少なく、その充実が望まれます。特に、防火、防災、防犯、救急等の日常生活上不可欠な情報の提供は急務であります。また、このような資料が、分散されるのではなく、特定の場所で一括的に提供される機能を持った、外国人市民のための情報コーナーを設置いただきたい。そのコーナーに一旦足を運べば、全ての情報が手に入ることが、快適な市民生活につながると考えます。この点については、重点課題として、取り上げていただきたい。又同時に、各種情報が、必要な市民に十分行き届くよう、情報提供ルートの整備を考える必要があります。行政と市民とが協働して、そのシステムづくりを考え、推進することが大切です。

また、行政サービスの充実に関しては、市民課の外国人登録の窓口は、日本

来たとき最初にお世話になるところであり、包括的な窓口の役割を果たすべきであると考えます。外国人に対する法律制度の周知、特に国籍選択制度については、重要な問題であり、出生届に際して、行政から十分な説明が必要です。相談窓口等の行政施策の紹介など、単に外国人登録事務を受け持つのではなく、前述の情報コーナーも含め、包括的な窓口としてその機能を充実すべきだと考えます。

また、多様な国籍の外国人にも理解できるよう、市内の主要箇所に国際的に通用するシンボルマーク（ユニバーサルデザイン）の導入を検討すると共に、英文併記の施設解説板や施設案内等の整備を図ることが大切だと考えます。

このような背景を踏まえた上で、提言を実現するために、以下の具体的な取り組みを推進することが必要です。

具体的な取り組み

- (1) 外国語による市広報やホームページをはじめとする市民情報の充実、及びその提供手段の整備
- (2) 外国人市民のための情報コーナーの設置
(市役所・国際・文化センター)《重点課題》
- (3) 市庁舎をはじめ公共施設や道路表示等のわかりやすい表示
- (4) すべての外国人市民に情報が等しく伝わる手段の検討

提言 2 : 外国人市民の人権や日常生活及び市政についての
相談、案内等の総合窓口の設置

〔背景〕

現在、市が行っている外国人市民に対する相談業務としては、「異文化間生活相談」があります。相談内容は、ごみの出し方、ビザの切り替え等日常生活上の具体的なものです。しかし、本相談事業を実施していることが、まだ外国人市民に広く知られていない現状があり、まず、相談事業を広く周知していくことが必要でしょう。そして、この相談事業が広く市民に浸透することによって、外国人市民の多くが、今何を求めているのかが把握でき、その上で、外国人市民にとって必要な相談体制の充実を図っていくことが大切であります。

また、相談内容の中には日常生活上で起こる急病やケガ等の救急時の対応や、家庭内での人間関係、出産、子育てにかかる問題等専門的な支援を必要とするものがあります。そのような課題に対しては、常設で、定期的、継続的なサポート体制が必要です。その体制は、「行政(市)」・「行政と市民の協働」・「市民相互の協力」の3つの柱で構成し、相互の連絡、調整と連携を図りながら推進すべきです。この支援については、国では法務局や、県の国際交流協会などの公的機関との連携も大切です。そのような公的機関やボランティア組織とのつながりを強めると共に、専門的なコーディネーターの配置と、市町の枠や組織の違いを超えた連携が必要です。

この構想の上に立って、外国人市民のための「サポートコーナー」の設置を、重点課題として検討いただきたい。そこに行けば必ず人がおり、相談や情報交換が出来る場所の存在が、安心して生活できる地域社会づくりにつながると考えます。

また、地域国際化の推進には、行政の施策に頼るだけでなく、外国人自らが自分たちの問題としてとらえ、来日間もない人のお世話や、カウンセラーとして積極的に係わり、自分たちの手でやっていくことが大切な要素であ

り、必要なことでもあると考えます。

懇話会の議論のなかでは、「他の外国籍市民と日本人市民との間を取り持
っていきたい。」や、「自分の意思を伝えることのできない在日韓国・朝鮮一世
のために、役所、病院等の行政機関との橋渡しをしていきたい。」等の意見
があり、積極的に係わって行こうとの意思確認を行ってまいりました。

この様な外国人市民との協働による実践活動を行うことをも踏まえ、
提言を実現するために、以下の具体的な取り組みを推進することが必要です。

具体的な取り組み

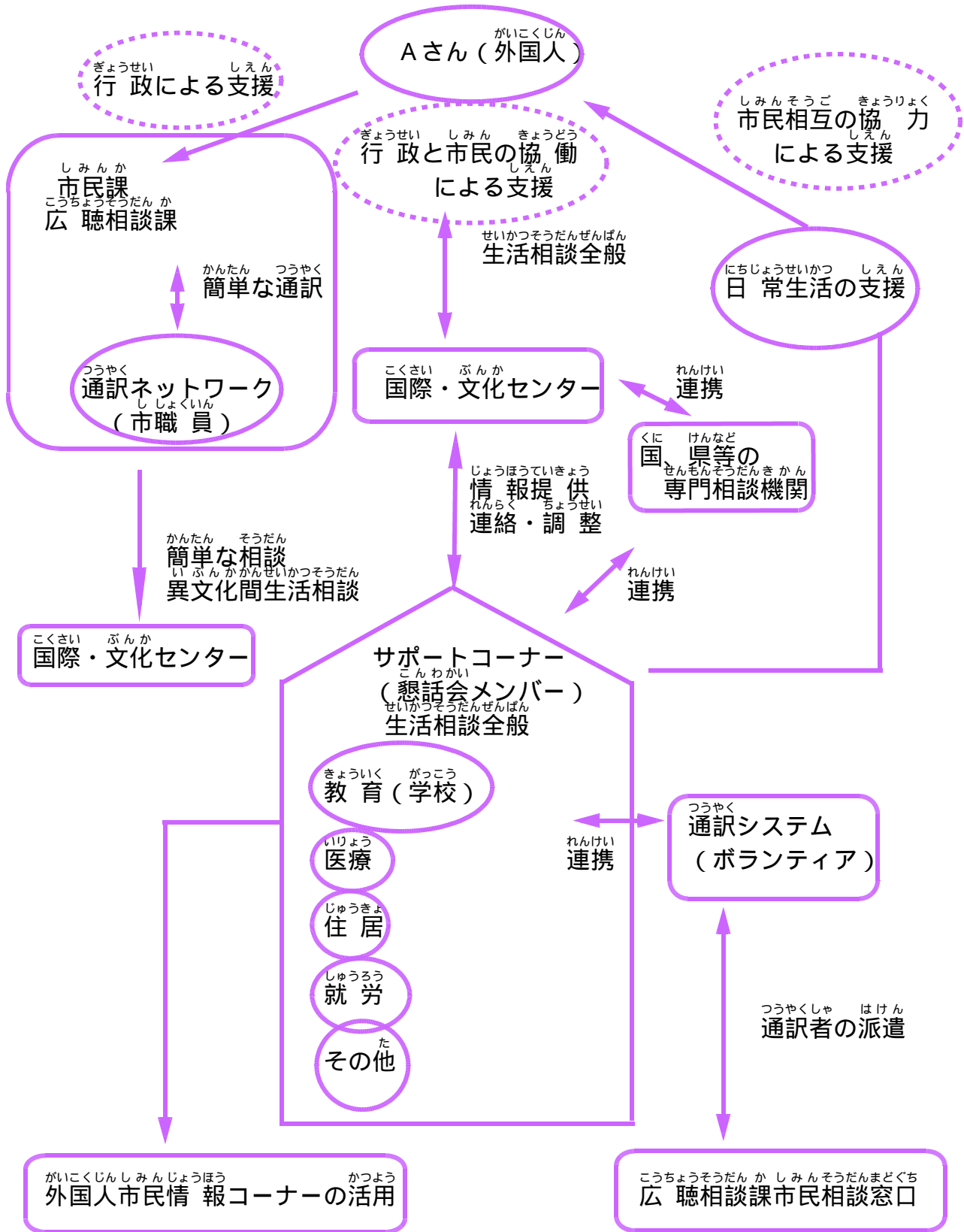
(1) 外国人市民生活サポートコーナーを市役所内の見やすい場所で、
定期的に設置し、その利用を促進 《重点課題》

(2) 多様な相談に応じることができるよう、必要な体制づくり（専門
相談機関との連携等）の確立

(3) 外国人市民が、主体的に自らの問題として取り組める相談システ
ム（サポート体制）を設立するための支援

参考資料 別図 外国人市民サポート体系（イメージ図）

がいにくじんしみん たいけいず
外国人市民サポート体系（イメージ図）



ていげん らいにち ま がいこくじん しみん ことば
 提言 3 : 来日間もない外国人市民にとって、言葉がわかれば
 かいけつ もんだい たすう し にちじょうせいかつ ししょう
 解決できる問題が多数を占める。日常生活に支障を
 つうやく
 きたさないよう通訳システム（ボランティア）の
 じゅうじつ
 充実

はいけい
〔背景〕

がいこくじん しみん あんしん く かいてき せいかつ おく ことば つう
 外国人市民が、安心して暮らせ、快適な生活を送るためには、言葉が通じ
 ることが重要です。現状は、外国人同士のつながり（ネットワーク）の中
 じゅうよう げんじょう がいこくじん どうし なか
 で助け合ったり、日本人の協力を得て、言葉の問題を解決しているが、そ
 たす あ にほんじん きょうりょく え ことば もんだい かいけつ
 れぞれの人によって個人差もあり、おのずと限界があります。

げんじつ もんだい がいこく にほん き ひと くろう
 現実問題としては、外国から日本へ来た人が苦勞をしているのであり、そ
 のことを日本人としてどう解決するかを考えなければいけない。自分自身が
 にほんじん かいけつ かんが じぶん じしん
 外国へ行ったときの気持ちに置き換えて、この問題を考えることが大切です。

ことば がいこくじん じぶん す ちいき つうやく
 また、言葉がわからない外国人にとっては、自分が住んでいる地域に通訳
 がいるかどうか、そしてその人に通訳を頼めるかどうかは気にかかる問題で
 ます。この様な、日常生活に密着した重要な事柄については、前段で述べた、
 にちじょうせいかつ みつちやく じゅうよう ことがら ぜんだんの
 「外国人市民サポートコーナー」での取り組みの中で、その役割を担ってい
 がいこくじん しみん と く なか やくわり にな
 くことが必要です。

こくさいりかい そくめん がいこくじん にほんじん りかい
 さらに、国際理解という側面からみると、外国人も日本人を理解していな
 いし、日本人も外国人を理解していない。その相互理解が進まない原因のほ
 にほんじん がいこくじん りかい そうごりかい すず げんいん
 とんどは、言葉の問題です。日本人も外国語を勉強していないし、外国人も
 ことば もんだい にほんじん がいこくご べんきょう がいこくじん
 それぞれ理由があって日本語をマスターしている人が少ない。また、外国人
 りゆう にほんご ひと すく がいこくじん
 の人達にも、積極的に日本社会に入っていく、日本人とはどんな人達なのか
 ひとたち せっきよくてき にほんしゃかい はい にほんじん ひとたち
 を知ろうとしない傾向もあります。

どうすればみんなが相互に理解できるようになるかは、やはり言葉の勉強
 べんきょう
 をすることであり、まず外国人が、日本語の勉強をすること、その為には、仕事
 がいこくじん にほんご べんきょう ため しごと
 を持つ外国人市民でも受講できるよう日本語教室の開催時間等に工夫をし
 も がいこくじん しみん じゅこう にほんご きょうしつ かいさいじかん など くふう
 て、勉強の機会の提供が必要です。

同時に、日本人と外国人が容易に意志疎通が出来る環境を整えることが、重要になります。特に、命にかかわる救急時や病院での通訳環境の整備は、重要な課題です。語学ボランティアのリストアップと、相互ネットワーク機能の確立、そして、それに平行して専門用語の通訳技術の向上のための研修会も必要です。

通訳言語の種類については、まず外国人の多数が理解できる英語から始めるべきだと考えます。

このような背景から、提言を実現するために、以下の具体的な取り組みを推進することが必要です。

具体的な取り組み

- (1) 日本語の不自由な外国人市民に対して、通訳のシステム作り（ボランティア）の整備、特に救急時には必要
- (2) ボランティア通訳（医療等の専門用語）がスムーズに行えるような研修の実施

【 】 相互理解をするための教育・啓発に関する取り組みについて

提言 1 : お互いの文化の違いを認めあい、同じ人間として相手の立場を尊重しあえる地域社会を作っていくための相互理解の確立

《背景》

日本の社会状況の見通しとして、30年～50年後には少子化、高齢化により日本人の人口は7,500万人位になると予想されている。そして、現在の経済大国としてのレベルを維持するためにはあと2,000万～3,000万の人口が必要で、外国人の労働力はもちろんのこと、あらゆる社会構造の中で外国人の存在に負うところが大きくなると言われています。日本の社会のあり方として、多文化、多民族共生社会の実現が不可欠になるといえることです。

その様な共生社会を実現するためには、多文化、多民族をどう取り入れていくかが大きな課題です。それぞれがその違いを認め合い、同じ人間として、相手の立場を尊重しあえる地域社会でなければなりません。お互いがその立場を尊重しあえるには、日本人も外国人も公平に権利を有し、そしてその義務を果たすことが重要です。それぞれがその役割を担っていくことにより、共生社会の一員としての喜びも生まれてきます。「こころの国際化」に関する取り組みを強め、同じ人間としてのつながりを深めていくことが大事です。

現在、宝塚市における在日外国人の居住割合は、韓国・朝鮮籍が一番多く2,600名(約74%)で、中国、ブラジルがそれに続いています。全体でみると、アジアの国籍を持つ人が3,029名で、宝塚市に在住する外国人の約87%を占めることとなります。地域国際化を推進するためには、アジアの人達との相互理解を確立させることが大切であり、その広がりが他の外国人市民との相互理解につながっていきます。そのためには、文化の違いを学び、共生をどうしていくか等を検討する国際理解の場を作る必要があり、その人(そ

の国)の歴史を正しく理解することが重要です。市民が身近な交流や学習活動を通じ、異文化や歴史を正しく認識し、広い視野と高い人権意識を持つことができるよう、国際理解を深めるための事業を積極的に推進することが望まれます。

この取り組みの中から、日本の社会にある経済的後進国に対する優越感や蔑視の意識が、解消されていくと考えます。

特に、他の外国人と違った歴史的な背景を持つ在日韓国・朝鮮人にとって、日本の社会には、差別や偏見がまだまだ残っています。この歴史的な問題については、十分に時間をかけて議論をすることは出来ませんでした。なぜなら懇話会では、40カ国からなる市内在住外国人一般の問題を中心テーマとしたからです。しかし、外国人居住者の約74%を占める韓国・朝鮮人問題は大きなテーマです。今後具体的な取り組みの中で議論を深めていく必要があります。在日韓国・朝鮮人が、堂々と祖国を名乗り、なんの気負いもなく、自ら本名を名乗れる環境が整備されなければなりません。しかしそれまでには、更に時間が必要です。大事なことは私達が今出来ることからやってみて、その成果を積み上げ、理解を深めていくことと考えております。

どこの国でも差別はあります。差別の実態は様々であり、一概には言えませんが、差別の意識を解消していくためには、教育での取り組みが非常に大切です。差別の認識を正しく理解することが大事であります。学校教育においては、在日韓国・朝鮮人の歴史的経緯や、それぞれの国の社会的背景を正しく伝え、共に生きる社会の一員として、すべての外国人児童生徒との友情を育む教育を積極的に推進して下さい。更に、小さいときから、人間はみんな一緒なんだということがわかる教育が必要でしょう。言葉、顔、形は違っても、みんな人間なんだ。そして、それぞれ違っているからおもしろいと思えるような場づくりを通じて、理解を深め、交流を図ることが大切です。

さらに、日本に住む外国人にとって、自分の母国を愛する気持ちを育てることが大事です。そのためには母国を知ること。そして、母語を話せることが大事になってきます。そのことが、自分のアイデンティティーを育て、民族的な誇りを持つことにつながると思います。母国語教育の推進について力を入れていただきたいと考えます。この問題には、我々外国人が自らの

問題として捉え、自分たちのことは、自分たちでやろうという視点が基本になります。必要なときは、行政が支援をするという、2人3脚での息の長い取り組みが求められます。

このような背景から、提言を実現するために、以下の具体的な取り組みを推進することが必要です。

具体的な取り組み

- (1) 市民が身近な交流や学習活動を通じ、異文化や歴史を正しく認識し、広い視野と高い人権意識を持つことができるよう、国際理解を深めるための事業の積極的な推進
- (2) 学校教育においては、正しい歴史認識と人権意識の醸成に努め、外国人児童生徒との友情を育む教育の積極的な推進
- (3) 市内の公立学校に学ぶ在日コリアンの子ども達も、自ら本名を名乗れる環境の整備（差別や偏見の解消が大切）
- (4) 日本語講座がより一層受講しやすいものとなるよう、その方法や回数、時間等の改善
- (5) 在日外国人の子どもの母国語教育の支援 《重点課題》

資 料
委員名簿

宝塚市外国人市民懇話会委員（敬称略）

名 前	国 籍	備 考
金 禮坤（きむ いえごん）	韓国・朝鮮	座 長
洪 祥公（ほん さんごん）	韓国・朝鮮	副座長
李 承勳（り すんよん）	韓国・朝鮮	
洪 鍾洙（ほん じょんすう）	韓国・朝鮮	
馬場 正美（ばば まさみ）	日 本	
山本 秀子（やまもと ひでこ）	韓国・朝鮮	
吉田 慶（よしだ けい）	中 国	
福留 イザベル（ふくとめ いざべる）	コロンビア	
辻野 ナオミ（つじの なおみ）	フィリピン	
モグベル マルタ（もぐべる まるた）	イラン	

外国人市民懇話会運営経過

<p>第1回懇話会 平成12年9月9日(土) 午後2時～4時 外国人市民懇話会設置要綱説明 座長・副座長選出 意見交換(テーマ・今後の会議の進め方等)</p>
<p>第2回懇話会 平成12年10月28日(土) 午後1時～3時 第1回議事録報告 協議テーマの決定</p>
<p>第3回懇話会 平成12年12月16日(土) 午前10時～12時 第2回議事録報告 テーマ「差別や偏見の残る日本社会を改めていくには」により意見交換</p>
<p>第4回懇話会 平成13年1月20日(土) 午前10時～12時 第3回議事録報告 テーマ「差別や偏見の残る日本社会を改めていくには」により意見交換</p>
<p>第5回懇話会 平成13年2月17日(土) 午後3時～5時 第4回議事録報告 テーマ「相互理解を促進し市民間の共生を推進するためには」により意見交換</p>
<p>第6回懇話会 平成13年6月16日(土) 午前10時～12時 第5回議事録報告 テーマ「相互理解を促進し市民間の共生を推進するためには」により意見交換 今までの意見を8項目にまとめ、それを基に意見交換(1回目)</p>
<p>第7回懇話会 平成13年7月21日(土) 午前10時15分～12時15分 第6回議事録報告 テーマ「相互理解を促進し市民間の共生を推進するためには」により意見交換 今までの意見を8項目にまとめ、それを基に意見交換(2回目)</p>
<p>第8回懇話会 平成13年9月15日(土) 午後2時～4時 第7回議事録報告 テーマ「相互理解を促進し市民間の共生を推進するためには」により意見交換 今までの意見を8項目にまとめ、それを基に意見交換(3回目)</p>

<p>第 9 回懇話会 平成 13 年 10 月 27 日 (土) 午後 1 時 30 分 ~ 3 時 30 分 提言の中間報告について 原案検討 (1 回目)</p>
<p>第 10 回懇話会 平成 13 年 11 月 8 日 (木) 午後 1 時 30 分 ~ 3 時 30 分 第 9 回議事録報告 提言の中間報告について 原案検討 (2 回目)</p>
<p>第 11 回懇話会 平成 13 年 12 月 15 日 (土) 午後 3 時 ~ 5 時 第 10 回議事録報告 提言の中間報告について 原案検討 (3 回目)</p>
<p>外国人市民懇話会中間報告 平成 13 年 12 月 27 日 午前 10 時 30 分 ~ 11 時 市長に対する中間報告と協議経過の説明</p>
<p>第 12 回懇話会 平成 14 年 2 月 16 日 (土) 午後 2 時 ~ 4 時 本提言に向けて 外国人市民サポートコーナーの実現について</p>
<p>第 13 回懇話会 平成 14 年 4 月 18 日 (木) 午後 2 時 ~ 4 時 本提言に向けて 母国語教育の推進について (第 1 回目)</p>
<p>第 14 回懇話会 平成 14 年 5 月 7 日 (火) 午後 2 時 ~ 4 時 本提言に向けて 母国語教育の推進について (第 2 回目)</p>
<p>第 15 回懇話会 平成 14 年 5 月 23 日 (木) 午後 3 時 ~ 5 時 本提言に向けて 通訳システムの確立について</p>
<p>第 16 回懇話会 平成 14 年 7 月 30 日 (火) 午後 3 時 ~ 5 時 本提言に向けて 原案協議</p>

宝塚市外国人市民懇話会設置要綱

(目的)

第1条 本市が明るく住み良い地域社会であり、これからも永く住み続けたいと思えるまちづくりを創造していくために、本市で生活する外国人市民に、自らの歴史、文化、習慣等を背景とした意見及び提言等を求める機関として宝塚市外国人市民懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所轄事項)

第2条 懇話会は、次の事項について意見、提言等を行う。

- (1) 外国人市民にとって生活しやすく、安心して暮らせる快適なまちづくりについて
- (2) お互いの異なる歴史や文化、生活習慣の体験などを生かしたまちづくりについて
- (3) その他市長が必要と認める事項

(構成等)

第3条 懇話会は、次に掲げる要件を満たす者のうちから、市長が委嘱する委員10人程度で構成する。

- (1) 市内に居住し、外国人登録をしている者又は日本国籍を取得した者
- (2) 年齢満18歳以上の者
- (3) 原則として日本語を理解できる者

2 前項の規定に関わらず、市長が特に必要があると認める者を委員として委嘱することができる。

3 委員は、特定の国、民族、地域、団体等を代表するものではない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営組織)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置く。座長及び副座長は委員の互選により定める。

- 2 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 座長は、懇話会を召集する。
- 4 座長は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、総務部 人権啓発課及び市民生活部 国際文化課で行う。

付 則

この要綱は、平成12年8月10日から実施する。

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

外国人登録国籍別人員

H 1 4 . 5 月 末 現 在

国 籍 別	登録数	国 籍 別	登録数
オーストラリア	2 1 人	メキシコ	3 人
アゼルバイジャン	1	ネパール	1
バングラデシュ	1	ニュー・ジーランド	1 1
ベルギー	1	ニカラグア	1
ボリヴィア	2	ノールウェー	1
ブラジル	2 3 4	ペルー	1 4
カナダ	2 6	フィリピン	4 2
中国	3 4 1	ロシア	5
コロンビア	2	シンガポール	1
クロアチア	1	スロヴァキア	3
デンマーク	2	スリ・ランカ	2
エル・サルヴァドル	1	スイス	1
フランス	8	タイ	6
ドイツ	5	トルコ	1
インド	7	英国	2 9
インドネシア	7	米国	7 0
イラン	5	ヴェトナム	1 2
アイルランド	2	モロッコ	1
イタリア	4	無国籍	3
韓国・朝鮮	2 , 6 0 0	総数	3 , 4 7 8
マケドニア	1		
マレーシア	2		